

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

千葉市長

市町村名 (市町村コード)	千葉市 (104)	
地域名 (地域内農業集落名)	千葉市板倉大椎土地改良区 (板倉町、大椎町、小山町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月24日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、平成28年に人・農地プランを策定し、農地中間管理事業による農地の集積・集約化を図ったところである。現状としては、大規模担い手の法人1社と小規模担い手5者と個別農家が耕作している。

【地域の基礎的データ】

主要な農業者:6者(法人3社及び小規模担い手3者…この内70歳代以上1者)

主な作物:水稲、いちご

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在概ね大規模担い手(中心的経営体)1社と小規模担い手5者による営農であるが、将来的には法人の大規模担い手1社による営農活動が望ましいと考える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	31.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	31.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

千葉市板倉大椎土地改良区内の田・畑については、全て農業上の利用を行う農振農用地となっている。(31.5ha)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
平成28年度に人・農地プラン策定により農地中間管理事業を導入し、農地の集積・集約化を図ったところである。今後は更に、大規模担い手1社や小規模担い手5者に集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
当土地改良区は、平成28年度より農地中間管理機構による農地貸借を進めている。(農地中間管理権)尚、本年4月から農業経営基盤強化促進法による貸借が廃止になるので、農地中間管理機構である千葉県園芸協会と協働する。
(3)基盤整備事業への取組方針
田圃は、土地改良事業完了後28年が経過し、暗渠の不良や小規模区画(10アール)などにより、機械による作業効率の悪い箇所が発生している。…平成29年度から3ケ年で農地耕作条件改善事業により、排水不良箇所の暗渠排水工事や区画拡大工事を実施した。今後も更に農地耕作改善事業や機構関連農地整備事業を積極的に活用し、今後予定されているスマート農業に対応する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地区は、法人化された大規模担い手1社と小規模担い手5者により営農が確立されている。究極は、耕作面積29.8ヘクタール(田)を大規模担い手1社に集約する。尚、板倉地区の畑については、現在地域特産物として根づいているイチゴ農家の更なる活性化を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用可能な農業支援サービス事業者等はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☐	④輸出	☒	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☐			

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策…平成27年6月に立ち上げた板倉地区有害鳥獣対策協議会と土地改良区は一体的な活動をする。(大椎地区にも大椎地区有害鳥獣対策協議会を設置済)

③スマート農業…営農活動の省力化を図る為、先端技術を活用する農業を導入する。(初めにRTK固定基地局の設置)

⑤果樹等…当地区にはイチゴの直売施設があるので、更なる活性化を図る。

⑦保全・管理…多面的機能支払交付金を活用し、農道や水路等の保全管理を図る。(保全管理協議会を設置済)

⑧農業用施設…国県の補助事業である土地改良施設維持管理適正化事業を導入する。